

公益社団法人仙北市シルバー人材センター安全就業基準

(目 的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人仙北市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全就業心得)

第3条 会員は、就業に当たっては、次の安全就業心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は安全第一を心掛け、急いだり、慌てたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には準備体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。
- (8) 酒気を帯びての就業は、絶対つつしむこと。
- (9) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気を付けること。
- (10) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (11) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。

(安全保護具)

第4条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

- 2 会員は、前項のほか作業別に必要な保護具を着用し作業に従事しなければならない。
- 3 保護具について、度重なる注意、指導にもかかわらず着用しない場合は、業務の提供を中止することができる。
- 4 前項の中止を受けた会員は、安全・適正就業委員会にその就業態度の弁明を申し出ることができる。

5 センターは、就業を中止した会員の適正を考慮し、当該会員の希望があれば他の就業機会の提供に努めるものとする。

(交通災害の防止)

第5条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。

特に、自動車やバイク、自転車にあつては、十分注意し運転しなければならない。

(作業環境の確認)

第6条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第7条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第8条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取り扱い方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良個所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第9条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断を進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分取るよう心掛けなければならない。

(報告義務)

第10条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置を採るようにしなければならない。

(その他)

第11条 会員は、その基準に定める以外に、センター等より指示があつた場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。